

3～5歳児の企業主導型保育園利用の保護者の皆様へ

## 令和元年10月から、保育料が無償化されます

- 令和元年10月から、3～5歳のお子様については標準的な保育料までは、施設に保育料をお支払いいただく必要がなくなります。
- 3歳以上の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。  
(詳細は今後お知らせします。)

- 0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として標準的な利用料が無償化されます。

- 国が定める標準的な保育料（平成30年度）



年齢区分	利用者負担額
0歳児	37,100円
1,2歳児	37,000円
3歳児	31,100円
4歳以上児	27,600円

- 企業主導型保育園を利用されている方は、他の保育サービスの無償化の対象にはなりません。そのため、企業主導型保育園を利用している確認のために、お手数ですが今後申請書を記載していただくこととなります。詳細については、改めて施設を通じてご案内しますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先: 苫小牧市健康こども部こども育成課

TEL:0144-32-6378

MAIL: kodomoikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp